

Misaki Newsletter Vol.13

弁護士法人
美咲総合法律事務所

弁護士法人美咲総合法律事務所では、法務・税務関連のニュースや弊事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただきます。

さて、13回目の今回は、『債権回収はどのように行うのか』として、チェックポイントを含め取り上げます。また、弊事務所の税務部を担当している佐藤芳彦のご紹介と、五十嵐弁護士の旅行記など掲載させていただきます。



債権回収はどのように行うのか！

◆◆◆ 債権回収とは？ ◆◆◆

「お金を貸したのに返してこない」「家賃を払わない」「請負代金を払ってくれない」。我々の事務所は、このようなご相談をお受けすることが多いのですが、今回のニュースレターでは、弁護士業務の中でも重要な「債権回収」についてお話ししたいと思います。

◆◆◆ チェックポイント ◆◆◆

債権回収を行う場合、債務者が債権の存否や金額を争っているのかどうか、どの程度の緊急性を要するのか、証拠となる書類は揃っているのかどうか、債務者がどのような人物・会社であるのか（きちんと営業・仕事をしている人なのか、今にも逃亡しそうな人・会社なのかなど）を検討します。

その上で、どのような手段で回収を試みるのが適切なのかを考えます。

一般的には、交渉→裁判・調停→強制執行という順序が考えられるのですが、いきなり裁判を行うこともありますし、公正証書により契約書を作成している場合は、裁判を経ずに強制執行に踏み切る場合もあります。

以下では、一般的な債権回収の流れを説明します。

◆◆◆ 交渉 ◆◆◆

債務者と交渉や協議によって回収できる見込みが立つ場合は、債務者と交渉します。多くの場合、「内容証明郵便」（配達証明付き）という方法で、金銭の支払いを求める手紙を出します。普通郵便を使わない理由としては、①請求した事実、請求した日時及び到達日を証拠として残す、②普通の手紙と違う書面を送ることにより債権者の態度を債務者に認識させる、といった理由があります。

債務者から何も応答があれば、面談や電話、書面のやり取りなどで支払いを求めていきますが、それでも全く応答がない場合や主張の隔たりが大きいような場合には、次の手順を検討します。

◆◆◆ 裁判（訴訟）・調停 ◆◆◆

金銭の支払いを求める場合、多くのケースでは、債権者の住所を管轄する裁判所で、裁判を行います（請求の種類によって裁判を行う裁判所が変わってきますが、具体的な事案については弁護士に確認ください）。

ただ、裁判をするにあたって、証拠が揃っていればよいのですが、案外、証拠が不十分な場合があります。請負契約や知人間のお金の貸し借りでは、口約束であることが珍しくありません。ファックス、メールやLINEなどのやりとりが残っていればよいですが、必ずしも残っていると限らないのです。

裁判が始まるまでは債務者が「払う」と言っている、裁判になった途端に一転して「お金は借りていない」ということはありえます。多くの場合、債権者が契約内容等を証明しなければなりませんので、裁判をするにあたっては、このような証拠がどの程度確保できるのか、裁判官を説得できるだけの資料が揃っているのかという点は、必ずチェックするところです。

◆◆◆ 強制執行 ◆◆◆

裁判で支払いを命ずる判決を獲得したり、債務者が支払うことで和解が成立したとしても、債務者がきちんと払ってくるかどうかは別問題です。世の中には、このような判決等を無視する債務者もいます。

このような場合、強制執行を行います。強制執行にはいろんな種類があって、多く利用されるのは、預貯金の差押えや給与の差押えですが、場合によっては不動産や自動車の差押えを検討します。

債務者がどのような財産を持っているのかは、債権者が調査しなければなりません。例えば、判決書を添付して「弁護士会照会」という方法で各金融機関に照会をおこない、債務者名義の口座の有無を調査したりします（今では新潟県内の多くの金融機関が照会に対して回答するようになりましたが、全ての金融機関が回答してくるとは限りません）。

なお、強制執行を行うためには判決や和解調書、公正証書といった「債務名義」と呼ばれる、簡単に言えば「国のお墨付き」が必要ですので、単に契約書があるだけでは強制執行を申し立てることはできませんので、ご注意ください。

◆◆◆ 民事保全 ◆◆◆

ここまで交渉から強制執行に至るまでの概要を説明しましたが、通常の裁判の審理期間は6か月～1年かかることもありますし（少額訴訟等を除く）、債務者が財産を売却したり逃亡しそうな場合、ゆっくりと手を踏んでいては1円も回収できないおそれがあります。

そこで、裁判を起すのとほぼ同時に、財産の移転を禁止したり、仮差押えをしたりする「民事保全」という手続をとることがあります。

◆◆◆ まとめ ◆◆◆

我々弁護士は、以上のような段階を経て、債権回収を行います。債権回収の方法選択を間違えると、回収できる可能性のあった債権が回収できないこともありえます。債務者からの支払いが怪しい場合には、お早めにご相談いただければと存じます。

五十嵐弁護士の近況報告！

ラジオ「ゆうなび」に出ています！

去年の5月頃から、BSN ラジオ「ゆうなび」に月1回程度、コメンテーターとして出演しております。午後3時から1時間の生放送の番組で、小野沢裕子さんがナビゲーターをされています。私はラジオに出るのが初めてですし、テレビで拝見していた小野沢さんとお話しするわけで、最初はとても緊張しました。ただでさえ緊張しているのに、突如として小野沢さんの無茶ぶりが入ったりと、なかなか四苦八苦しております。番組の中で「リーガルトーク」というコーナーを設けてもらっているのですが、このネタ探しが、実は毎回大変です。1月の放送のときには、担当者から「お正月にありそうな法律問題」という連絡を受け、がんばって考えたものが「お年玉をめぐる法律問題」でした。なんともがんばって捻り出した感があります。さて、年度内の出演は、2月27日と3月20日を予定しています。お時間がありましたら、運転や仕事の息抜きに、ぜひお聴きください。



～旅行記～

箱根「富士屋ホテル」

少し時間が経つのですが、私（五十嵐）は、箱根旅行に行き、「富士屋ホテル」に宿泊してきました。「富士屋ホテル」は、明治11年に開業し、当時は外国人専用ホテルとして各国の有名人が宿泊したホテルとのこと。チャップリンが泊まりにきた際には、多くのファンが詰めかけたものの、すっぴんであったために、ファンは誰も気づけなかったという逸話をガイドさんから教えてもらいました。箱根に行くのは初めてだったのですが、「ここを箱根駅伝の選手が走っていくのか」という感慨に浸り、自然に囲まれて落ち着いた時間を過ごすことができました。



税務部門担当の 佐藤芳彦 を紹介します！

Q：出身と経歴を教えてください。

出身は新潟県長岡市です。
金融機関勤務を経て平成13年12月に宮本法律税務事務所に入所しました。この事務所ではかなりのベテランです。

Q：担当する業務内容を教えてください。

税務部門全般です。

Q：昨年印象的だった出来事はありますか。

金融機関に勤めておりましたので、第四銀行と北越銀行の業務提携は驚きました。バブル時代にこのような事が想像できたでしょうか？

Q：今年行きたいことはありますか。

年齢が進むにつれお酒におぼれ始めてしまい、ダラダラと毎日毎日飲み続けています。今年は週に一度休肝日を作ろうと頑張っています。

※平成30年1月の実績 休肝日 1日のみ

Q：今年注目していることは教えてください。

平昌オリンピックや大谷翔平選手のメジャーリーグ挑戦、ロシアでのサッカーのワールドカップ等今年はスポーツが盛り上がりそうですね。

今年ではないのですが個人的にとっても気になるのが、天皇陛下の退位です。昔から少し顔が似ているといわれている皇太子殿下のご即位をとっても楽しみにしています。

編集後記

1月の大雪は全国各地で混乱をもたらしましたが、我々の業務にも若干の支障が生じました。まず、午前中に裁判が入っていたのですが、業務開始早々、裁判所から連絡があり、「駐車場が利用できないので、歩いて来てください。」とのこと。うちの事務所から新潟地方裁判所まで、通常であっても徒歩1時間程度かかるのに、大雪とあっては何時に着けるかわかりません。その後、なんやかんやと裁判所職員に説明をし、なんとか別の日に変更することができましたが、雪国であっても雪には弱いものだと痛感しました。

最後になりましたが、2018年も弁護士法人美咲総合法律税務事務所をよろしくお願ひ申し上げます。



お問合せ 弁護士法人美咲総合法律税務事務所

TEL：025-288-0170 FAX：025-288-0172 URL：<http://www.miyamoto-lawtax.com/>

〒950-0954 新潟市中央区美咲町1丁目8番15号LTMセンター（リバーリオ美咲3階）

平日9：30～18：00 ※土日祝日応相談

